

証券コード：2009

(発信日) 2025年3月11日

(電子提供措置の開始日) 2025年3月4日

株 主 各 位

福岡県うきは市吉井町276番地の1

**鳥越製粉株式会社**

代表取締役会長兼社長 鳥 越 徹

## 第90期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討賜り、2025年3月27日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県うきは市吉井町1001番地4  
うきは市文化会館  
末尾に記載のご案内用略図をご参照願います。

### 株主の皆様へのお知らせ

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、次の当社ウェブサイトにてお知らせします。

<https://www.the-torigoe.co.jp/>



### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第90期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

1. 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

\* 当社ウェブサイト <https://www.the-torigoe.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

\* 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>




（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「鳥越製粉」または「コード」に当社証券コード「2009」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

2. 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使についてのご案内
  - (1) 書面による議決権行使の場合  
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月27日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。
  - (2) インターネットによる議決権行使の場合  
インターネットにより議決権を行使される場合には、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2025年3月27日（木曜日）午後5時45分までに行使してください。
    - \* 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
    - \* 書面による方法とインターネットによる方法とにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
    - \* インターネットによる方法で複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 会社法により、株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、前記各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりますが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。
6. 電子提供措置事項のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第19条第2項の規定に基づき、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2025年3月28日（金曜日） 午前10時</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2025年3月27日（木曜日） 午後5時45分入力完了分まで</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2025年3月27日（木曜日） 午後5時45分到着分まで</p>
---	---	---

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権行使 投票

○○○○○ 印中

××××× ×××××

○○○○○○○


インターネットで議決権行使  
インターネット  
ログインパスワード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1、第3号議案**

- 賛成の場合      >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合   >> 「否」の欄に○印

**第2号議案**

- 全員賛成の場合   >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合   >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

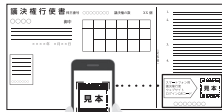
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デザインウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

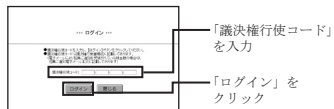
## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

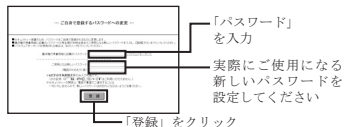
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9：00～21：00)

# 事業報告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や訪日外国人旅行者数が過去最高を更新したことに伴うインバウンド消費の拡大により、緩やかな回復が続く一方で、ウクライナ情勢や中東問題の長期化を背景とした資源・原材料価格の高止まりや、為替相場の円安進行などによる物価高の影響で、個人消費の低迷が続きました。今後の景気動向についても依然として不透明な状況です。

食品業界におきましては、エネルギー価格の高騰や、家計への影響が大きい食料品価格の相次ぐ値上がりにより生活コストが増大し、消費者の節約志向は益々高まっており、厳しい経営環境が続いております。

このような状況にあって当社グループは、厳しい経営環境下でも持続的に成長するために、2018年より実施してきました中期経営計画「TTC150」の仕上げとして、当期よりスタートした「TTC150 Stage 3」の諸施策に取り組みました。その中で、市場の変化に柔軟に対応し、お客様のニーズを捉えたスピード重視の商品開発と提案を行うことを目的として、研究開発部と営業部の連携を強化できる体制の構築や営業部の組織変更を行いました。

株主還元の方針については、当初、配当性向40%以上を目標としておりましたが、企業価値向上に向けた成長投資を継続的に検討し、そのために必要な財源を確保しつつも、事業活動で生じた利益については従来以上に積極的な還元を行うことで、株主資本の更なる積み増しによる資本効率の悪化を抑制することを目的に、中期経営計画「TTC150 Stage 3」の期間（2024年12月期から2026年12月期）においては、配当性向100%を目標とすることに変更いたしました。

当連結会計年度の当社グループの売上高は261億6千8百万円（前年同期比0.8%減）となりました。収益面につきましては、原材料価格や物流費をはじめとする各種コストは増加しましたが、精麦部門の業績が堅調に推移したことなどにより、営業利益は10億6千3百万円（前年同期比0.2%増）、経常利益は14億1百万円（前年同期比1.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、9億5千万円（前年同期比1.7%減）となりました。

各事業の概況は次のとおりです。

#### 食料品事業

- ① 製粉部門につきましては、業務用小麦粉の出荷数量は増加しましたが、2024年4月に実施された輸入小麦の政府売渡価格引き下げに伴う製品価格の値下げを行ったことなどにより、売上高は117億7千8百万円（前年同期比2.3%減）となりました。
- ② 食品部門につきましては、ミックス製品の出荷数量減少などにより、売上高は71億1千7百万円（前年同期比4.3%減）となりました。
- ③ 精麦部門につきましては、販売価格の上昇に加えて、食料用大麦の出荷数量が増加したことなどにより、売上高は59億2百万円（前年同期比9.6%増）となりました。

## 飼料事業

飼料事業につきましては、出荷数量は横ばいでしたが、販売価格の下落などにより、売上高は13億2千5百万円（前年同期比9.7%減）となりました。

## その他事業

その他事業につきましては、受取保管料の増加などにより、売上高は4千4百万円（前年同期比8.6%増）となりました。

## 区分別売上高の状況

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		対前連結会計年度比較		
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	前年対比	
食 料 品	製 粉	12,055	45.7	11,778	45.0	(減) 276	97.7
	食 品	7,432	28.2	7,117	27.2	(減) 315	95.7
	精 麦	5,387	20.4	5,902	22.5	(増) 515	109.6
飼 料	1,468	5.6	1,325	5.1	(減) 143	90.3	
そ の 他	41	0.1	44	0.2	(増) 3	108.6	
合 計	26,385	100.0	26,168	100.0	(減) 217	99.2	

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は6億1千7百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、当社グループ各社とも増資あるいは社債発行等による重要な資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

物価上昇により消費者の節約志向が強まる中で、販売競争は一段と激しさを増しており、今後も厳しい経営環境が続くものと予想されます。

当社グループといたしましては、企業価値の向上を図り、当社グループに係わるすべてのステークホルダー（従業員、お客様・お取引先、株主・投資家、地域社会等）の満足度を高め、「企業活動を通じて、当社を支えて頂いている全ての人に豊かさや夢をもたらし、地域社会、日本そして世界の人々の生活文化の向上に貢献し、世の中になくならない企業になる」という企業理念を実現するために、グループ一丸となってサステナブル経営を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後なお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第87期 (2021年度)	第88期 (2022年度)	第89期 (2023年度)	第90期 (当連結会計年度)
売 上 高	22,700	24,403	26,385	26,168
親会社株主に帰属する当期純利益	831	931	966	950
1株当たり当期純利益	35円74銭	40円04銭	41円51銭	40円81銭
総 資 産	40,013	41,593	42,305	45,396
純 資 産	31,908	33,543	34,482	35,936

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第88

- 期の期首から適用しております。
- 第88期より株式交付信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第87期 (2021年度)	第88期 (2022年度)	第89期 (2023年度)	第90期 (当事業年度)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	18,247	16,807	18,642	18,077
当期純利益	753	546	619	454
1株当たり当期純利益	32円36銭	23円48銭	26円62銭	19円54銭
総 資 産	38,895	38,694	39,243	41,766
純 資 産	31,693	31,813	32,404	33,359

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第88期の期首から適用しております。
2. 第88期より株式交付信託が保有する当社株式を1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 百万円	当社の出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
鳥越グレインホールディングス株式会社	10	100.0	傘下グループ企業の経営管理およびそれに付帯または関連する業務。
鳥越精麦株式会社	100	100.0 (100.0)	精麦の製造および販売、飼料の販売。
石橋工業株式会社	43	100.0 (100.0)	精麦および飼料等の製造・加工・販売。倉庫業。
中島精麦工業株式会社	16	100.0 (100.0)	精麦加工業、飼料加工業。
株式会社カネニ	10	100.0 (100.0)	小麦粉、飼料、米穀等の卸売業。
株式会社大田ベーカリー	20	100.0	パン類の製造・販売。
久留米製麺株式会社	10	70.4	生麺類の製造・販売。

- (注) 1. 当社の出資比率のうち( )内の数値は、当社の間接所有の割合を表示しております。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

- ③ 技術提携等の状況

- アメリカのプレミックス、ベーカリーマシン等の製造販売会社であるドン・フーズ社のグループ会社と技術提携を行っております。
- ドイツの製菓、製パン用原材料等の製造販売会社であるCSM社(ウルマ・シュパッツ)およびそのグループ会社と、業務および技術提携を行っております。
- イギリスのイースト(酵母)の製造販売会社であるABマウリ社の輸入総代理店である豊通食料株式会社と継続的売買契約を結んでおります。
- アメリカの機能性食品素材の製造販売会社であるファイバースター社と業務提携を行っております。



## (7) 主要な事業内容

当社グループは単一セグメントであり、単一セグメント内の区分別の主要な事業内容は次のとおりです。

区 分	主 要 な 事 業 内 容	
食 料 品	製 粉	小麦粉（パン用・めん用・菓子用）、ライ麦粉、ふすま
	食 品	業務用プレミックス、家庭用プレミックス、製パン・製菓用原材料、品質改良剤、日持向上剤、業務用食品素材、雑穀加工品、大麦粉、パン・菓子等、生麺類
	精 麦	焼酎用等の原料麦、食用麦、麦ぬか、雑穀
飼 料	単体とうもろこし、単体大麦、配合飼料	
そ の 他	倉庫業（農産物の保管業務）	

## (8) 主要な営業所および工場

### ① 当社

本 店	福岡県うきは市吉井町276番地の1
本 社	福岡市博多区比恵町5番1号
事 務 所	東京事務所（東京都）
営 業 部	第1営業部
	福岡営業所（福岡県）
	広島営業所（広島県）
	大阪営業所（大阪府）
	東京営業所（東京都）
	仙台営業所（宮城県）
工 場	第2営業部（東京都）
	第3営業部（東京都）
	福岡工場（製粉工場）（福岡県）
	広島工場（製粉工場）（広島県）
	大阪工場（ミックス工場）（大阪府）
	静岡工場（製粉（小麦粉・ライ麦粉）、加工食品工場）（静岡県）
	東京工場（ミックス工場）（千葉県）

### ② 子会社

鳥越グレインホールディングス株式会社	福岡県うきは市
鳥越精麦株式会社	福岡県うきは市
石橋工業株式会社	福岡県筑後市
中島精麦工業株式会社	福岡県久留米市
株式会社カネニ	福岡県うきは市
株式会社大田ベーカリー	鹿児島県鹿児島市
久留米製麺株式会社	福岡県久留米市

## (9) 従業員の状況

### ① 当社グループの従業員の状況

当社グループは単一セグメントであり、その中の区分別に示すと、次のとおりです。

区 分 別	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
食 料 品	340名	(減) 4名
飼 料	10	(減) 5
そ の 他	4	(増) 3
合 計	354	(減) 6

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。  
2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

## ② 当社の従業員の状態

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
225名	(減) 6名	43.4歳	18.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社外への出向者を含んでおりません。  
2. 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

## (10) 当社グループの主要な借入先

借入先	借入額 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,043
株式会社福岡銀行	763
株式会社広島銀行	400
株式会社佐賀銀行	388
株式会社北九州銀行	300

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 26,036,374株 (自己株式2,413,486株を含む)  
(3) 株主数 15,282名 (前期末比増 1,241名)  
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
有限会社鳥越商店	1,420	6.0
三井物産株式会社	1,300	5.5
株式会社福岡銀行	1,162	4.9
株式会社三菱UFJ銀行	1,145	4.8
株式会社広島銀行	730	3.1
株式会社佐賀銀行	630	2.7
損害保険ジャパン株式会社	567	2.4
三井住友信託銀行株式会社	550	2.3
鳥越徹	447	1.9
株式会社ヴォークス・トレーディング	425	1.8

- (注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式2,413,486株があります。  
2. 持株比率は自己株式 (2,413,486株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
鳥 越 徹	代表取締役会長兼社長	
高 峰 和 宏	取締役副会長 (製造本部管掌)	
中 川 龍二三	取締役常務執行役員 (管理本部長)	
阪 東 一 光	取締役常務執行役員 (研究開発本部長、営業本部管掌)	
倉 富 純 男	取 締 役	西日本鉄道株式会社 代表取締役会長 株式会社九電工 社外取締役 一般社団法人九州経済連合会 会長 株式会社福岡銀行 社外取締役監査等委員
酒 見 俊 夫	取 締 役	西部ガスホールディングス株式会社 相談役
渋 田 隆 伸	監 査 役 (常勤)	
丸 山 明	監 査 役 (常勤)	
岡 崎 信 介	監 査 役	弁護士
中 島 貴	監 査 役	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役 倉富 純男氏および同 酒見 俊夫氏は、社外取締役です。  
 2. 監査役 岡崎 信介氏および同 中島 貴氏は、社外監査役です。  
 3. 監査役 中島 貴氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、取締役 倉富 純男氏および同 酒見 俊夫氏ならびに監査役 岡崎 信介氏および同 中島 貴氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。  
 5. 当社は、社外取締役2名および社外監査役2名との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。  
 6. 取締役常務執行役員 阪東 一光氏は、2024年3月28日開催の第89期定時株主総会において、新たに選任され就任しました。  
 7. 当社は、被保険者の範囲を当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、保険期間中における不当な行為等に起因した被保険者に対する損害賠償請求にかかる損害賠償金、和解金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

###### ① 役員報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2022年2月8日開催の取締役会において、「役員報酬等の内容に係る決定方針等」の改定について決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

###### ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようステークホルダーの利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた

上で、経営状況等に見合った適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与および株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみとする。

イ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ) 業績連動報酬等および非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の業績連動報酬等としての賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の売上高、営業利益および当期純利益等の目標値に対する達成度合いおよび前事業年度との実績比較等を勘案して決定した額を毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

当社の取締役の株式報酬は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、業績指標（連結営業利益等）を反映した株式報酬とする。各取締役に対し、当社取締役会で定める「株式交付規程」に基づき、毎事業年度ごとに役位等に応じた固定ポイントならびに役位および業績指標（連結営業利益）の達成度等に応じた業績連動ポイントを付与し、原則として退任時までに累積したポイントを1ポイント＝1株で換算した当社株式を退任時に支給する。目標となる業績指標とその値は適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

エ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、過去の実績割合等を踏まえて決定するものとし、取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類別の割合は、変動報酬（業績連動報酬等としての賞与および株式報酬の合計）の割合を最大で報酬全体の3割程度までとする。

オ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の基本報酬および業績連動報酬等としての賞与の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当業務の業績や貢献度等を踏まえた賞与の具体的配分額の決定とする。株式報酬の個人別の報酬等の内容および額または数については、当社取締役会で定める「株式交付規程」に基づき定められた条件により決定する。

- ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項  
 ア) 2008年3月28日開催の第73期定時株主総会において取締役および監査役の金銭報酬の額について、次のとおり決議しており、それぞれの範囲内としております。

取締役 年額240百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）  
 但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

監査役 年額55百万円以内

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

- イ) 2022年3月30日開催の第87期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象に、上記ア）とは別枠で株式報酬制度を導入することについて、次のとおり決議しております。

対象期間	2022年12月末日に終了する事業年度から2026年12月末日に終了する事業年度まで（ただし、取締役会の決定により5事業年度以内の期間を都度定めて延長することができる。）
当社が拠出する金銭の上限	合計110百万円（ただし、対象期間を延長した場合における当該延長した期間においては、当該延長分の対象期間の事業年度数に22百万円を乗じた金額）
対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり35,400ポイント
対象者に交付される当社株式の総数の上限	35,400ポイントに対象期間の事業年度数を乗じた数に相当する株式数（1ポイント当たり当社株式1株で計算。なお、当初の対象期間である5事業年度を対象として対象取締役に対して交付する当社株式の総数の上限は177,000株）

当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項  
 当社では、取締役会決議に基づき代表取締役会長兼社長 鳥越徹が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、種類別の報酬割合の範囲内での各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当業務の業績や貢献度等を踏まえた賞与の具体的配分額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

- ④ 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
	千円	千円	千円	千円	名
取締役 (うち社外)	129,521 (6,240)	116,507 (6,240)	— (—)	13,014 (—)	6 (2)
監査役 (うち社外)	37,560 (4,560)	37,560 (4,560)	— (—)	— (—)	4 (2)
計 (うち社外)	167,081 (10,800)	154,067 (10,800)	— (—)	13,014 (—)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の売上高、営業利益および当期純利益等の目標値に対する達成度合いおよび前事業年度との実績比較等を勘案して決定しております。
3. 非金銭報酬等の額は、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬として当事業年度に計上した役員株式給付引当金の繰入額です。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職内容	当社との関係
取締役	倉富純男 (注) 1	西日本鉄道株式会社	代表取締役会長	(注) 2
		株式会社九電工	社外取締役	(注) 2
		一般社団法人九州経済連合会	会長	(注) 2
		株式会社福岡銀行	社外取締役 監査等委員	(注) 3
	酒見俊夫	西部ガスホールディングス株式会社	相談役	(注) 4

- (注) 1. 取締役 倉富 純男氏は当社の株式を 1 千株所有しております。
2. 重要な取引および特別な関係はありません。
3. 当社は株式会社福岡銀行との間で資金借入取引等を行っております。また、同社は当社の株式を 1,162 千株所有し、当社は同社の親会社である株式会社ふくおかフィナンシャルグループの株式を 307 千株所有しております。
4. 当社は西部ガスホールディングス株式会社の株式を 120 千株所有し、同社は当社の株式を 394 千株所有しております。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および 社外役員に期待される役割に関して行った職務概要
取締役	倉富純男	当事業年度開催の取締役会12回のうち9回出席し、経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。
	酒見俊夫	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席し、経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	岡崎信介	当事業年度開催の取締役会12回および監査役会11回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
	中島貴	当事業年度開催の取締役会12回および監査役会11回の全てに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

#### ① 会計監査人の報酬等の額

34,000千円

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
ア) 当社は、職務執行に係る情報を文書により保存しております。

イ) 当社監査役会または当社監査役会が指名する監査役が求めたときは、代表取締役は何時でも当該文書を閲覧または謄写に供しております。

② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア) 当社グループは、危機発生時に適切かつ迅速な対応ができるよう危機管理マニュアルを策定し、役員および社員に周知徹底しております。

イ) 当社グループでは「食の安全・安心」を確保するため、当社に品質保証室を設置し、品質管理体制を一層強化しております。

③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア) 当社グループにおいては、取締役の任期を選任後1年内とするとともに、当社においては、執行役員制度の導入によって意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、また、グループ各社については、当社から取締役や監査役を派遣し、グループ各社の経営を監督

することなどにより、当社グループの経営の効率性を確保するよう努めております。

- イ) 当社グループの業務執行に関わる協議につきましては、当社は取締役、監査役および執行役員による役員会を開催し、グループ各社にも当社に準じて取締役、監査役による役員会を開催させるようにしております。
- ④ 当社グループの取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ア) 当社グループは、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値および株主利益を増大させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としており、そのために経営環境の変化に迅速に対応できる体制を確立し、またコンプライアンス経営を徹底させております。
  - イ) 当社グループは、コンプライアンス面において「企業理念」および「行動規範」を制定し、企業倫理や法令を厳守することを明確にするとともに、実際の事業活動においてとるべき具体的な行動をコンプライアンスマニュアルにまとめ、当社グループの役員および社員が高い倫理観を維持・向上するよう努めております。
  - ウ) 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。
  - エ) 当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名で構成され、うち2名は社外監査役であります。当社グループでは、監査役は取締役会等重要な会議には常時出席し、取締役の職務執行を十分に監査できる体制となっております。
- ⑤ グループ各社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制  
当社グループにおいては、「企業理念」、「経営方針」、「行動規範」等をグループ各社に周知徹底しております。また、グループ各社に関わる重要案件については、グループ各社の取締役等をして当社に報告させたいので、当社取締役会に付議する体制をとっております。
- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性と指示の実効性の確認に関する事項
  - ア) 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」といいます。）を求められた場合には、関連する部署のスタッフをして、監査役から職務の委嘱を受け、監査役の補助を行わせることとしております。
  - イ) 当社が監査役補助者を設置する場合、監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役会からの独立性を確保いたします。
  - ウ) 当社が監査役補助者を設置する場合、監査役補助者は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う体制といたします。
- ⑦ 当社グループの取締役および使用人ならびにグループ各社の監査役が当社監査役に報告をするための体制ならびに当該報告者が不利な取扱いを受けないための体制
  - ア) 当社監査役は必要に応じて、当社グループの会計監査人、取締役、使用人およびグループ各社の監査役に対して報告を求めることとしております。また、当社監査役は、当社取締役会等重要な会議には



常時出席し、意見を述べております。

当社グループの取締役および使用人ならびにグループ各社の監査役は、法令違反行為など当社またはグループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象については、これを発見次第、当社監査役に報告することとしております。

- イ) 当社グループでは、当社監査役へ前号の報告等を行った者に対し、当該報告等をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、周知徹底をしております。

⑧ 監査役職務執行について生ずる費用に関する事項

当社監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用は、当社監査役の請求に応じてこれを支出することとしております。また当社は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないとしております。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社では、監査役が会計監査人と定期的な会合を持ち意見交換を行っております。また、当社監査役は代表取締役と随時会合を持ち、監査の状況、経営上の重要課題について意見交換を行っております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において取締役会を12回開催し重要な意思決定を行なうとともに、執行役員を含めた経営会議を11回開催し執行役員の業務執行機能および取締役による監督機能を果たしております。

監査役はそれぞれの会議に常時出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。

② 企業集団における運営状況

グループ会社運営マニュアルに基づいたグループ会社運営を実施しております。

グループ会社へは当社から取締役や監査役を派遣し、グループ会社社長を議長とする取締役会を定期開催することによってグループ会社の経営監督を行っております。

更に、グループ会社社長と当社代表取締役とのグループ会社ミーティングをグループ会社毎に年1回実施することによって、グループ各社の経営課題把握等の討議を通じ、グループ会社の経営の効率性を高めております。

グループ会社における設備投資等の重要事案は、当社の役員会に付議されており、グループ会社の重要な業務執行についての当社への報告体制は実施されております。

③ 法令遵守への取組状況

当社グループにおいてはコンプライアンスマニュアルに基づく業務執行に努めております。

コンプライアンス教育については従業員への研修をはじめ、グループ会社の経営陣へのコンプライアンス研修会等を実施し、当社グループ全体の倫理観の維持向上に取り組んでおります。

④ 財務報告に係る内部統制への取組状況

内部統制に関する基本計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

⑤ 反社会的勢力排除への取組状況

お取引先様との契約書等への反社会的勢力排除条項の挿入をはじめとした取組みを継続して実施しております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の経営支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が、製品、技術及びサービス面において競合会社との差別化を実現するためには、当社グループにおいて、①オリジナルでクリエイティブな商品の開発力の強化、②高度で幅広い技術、知識、ノウハウ等を有する人材の育成と基盤研究等の充実、③独自の安定した品質の商品を供給できる製造体制及び研究体制の確立、及び④単なる商品販売に止まらないお取引先や消費者等への奉仕を目的とする販売体制の実現などを達成することが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 基本方針実現のための取組み

#### ① 基本方針実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るため、創業150周年を迎える2027年を見据え、2018年度からの3ヵ年毎の中期経営計画を次のとおり策定し、実行してまいりました。

○ 「TTC150 Stage 1」2018～2020年度  
『持続的に成長するための足場固めの期間』と位置づけ、次の施策を実施しました。

- ・2017年 中島精麦工業株式会社（精麦・飼料事業）をグループ化
  - ・2018年 株式会社富士鳩急送、株式会社カネニの保険代理店事業を譲渡
  - ・2019年 グレイン・プログレスチーム、マテリアル戦略室を新設（2021年1月 第3営業部に改組）
  - ・2020年 石橋工業株式会社（精麦・飼料事業）をグループ化
- 以上の取り組みにより、事業の選択と集中を図るとともに、精麦・飼料事業の業容拡大に努めました。

○ 「TTC150 Stage 2」2021～2023年度  
『持続的な成長を可能とする自己変革の期間』と位置づけ、次の施策を実施しました。

- ・2021年 鳥越精麦株式会社（精麦事業）を設立  
営業本部を3部制に組織再編  
営業部門のバックオフィス業務のデジタル化に着手
  - ・2022年 鳥越グレインホールディングス株式会社（精麦・飼料事業における中間持株会社）を設立
- 以上の取り組みにより、精麦・飼料事業を営む子会社4社を一体的な事業運営を行うことにより、一層の競争力向上、体質強化を図り、精麦・飼料業界における地位を確固たるものとしました。

更に、当社グループは2024年度からの3ヵ年の中期経営計画「TTC150 Stage 3」（2024～2026年度）を策定し、2023年12月に公表いたしました。

「TTC150 Stage 3」は、『持続的に成長するための仕上げの期間』と位置づけ、次のような施策に取り組んでまいります。

・重要課題

(i) 製粉事業

- ・顧客に選ばれる製品を創出し、売上基盤をより強固にする
- ・生産性や品質の向上等に繋がる設備投資を積極的に行う

(ii) 食品事業

- ・顧客ニーズを捉え、スピード重視で製品を開発し、事業の拡大を図る
- ・差別化された製品の開発・製造が可能な体制を構築する

(iii) 精麦・飼料事業

- ・醸造・主食用精麦では、原料と品質にこだわり、事業の拡大を図る
- ・鳥越グレインホールディングス株式会社傘下の精麦・飼料事業4社の強みと特長を活かした体制を構築する

(iv) デジタル技術を使った企業革新

- ・デジタル化した事業管理の仕上げと定着を図り、営業全体の生産性を向上させる

(v) I R強化と株主還元

- ・当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主・投資家等との建設的な対話を含めたI R活動を実施する
- ・株主還元は継続的な安定配当を基本とし、配当は業績推移、当社

を取り巻く経営環境、将来の事業展開等を総合的に勘案して実施する

- ・当初、配当性向については、40%以上を目標としていたが、2024年12月16日、株主還元の方針を変更し、2024年12月期から2026年12月期までにおいては、配当性向100%を目標とする

これらの施策に加え、企業価値の向上を図り、当社グループに係わる全てのステークホルダー（従業員、お客様・お取引先、株主・投資家、地域社会等）の満足度を高め、企業理念を実現するために、サステナブル経営を推進してまいります。

当社グループは、中期経営計画に定められたこれらの施策を実施することこそが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に資するものと考えております。

また、当社グループは、経営の効率性、透明性を向上させ、企業価値を増大させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としており、そのために経営環境の変化に迅速に対応できる体制を確立し、またコンプライアンス経営を徹底させております。現在の取締役6名のうち、2名が独立社外取締役であり、また、監査役4名のうち、2名が独立社外監査役であります。また、当社の取締役の任期は1年とするとともに、当社は経営における意思決定及び監査機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入しております。これら社外取締役及び社外監査役は、幅広い経営的視点や専門的知見に基づき、独立した立場で監視・監督を行っており、経営の客観性及び中立性を確保しております。

## ② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、2021年3月30日開催の第86期定時株主総会の承認を得て更新した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」について、内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）とし、2024年3月28日開催の第89期定時株主総会において、本更新及び本プランに記載した条件に従った新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会に対する委任について承認を得ております。

なお、本更新に際しては、近時の買収への対応方針や対抗措置に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、本プランの内容について全般的に見直しております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されました。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすること

を目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者等が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な手段を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することといたします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、2024年3月28日開催の第89期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されます。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することがあります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

### (3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、前記(2)②記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは以下に掲げる理由により、その公正性・客観性・合理性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでは

なく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として更新されたものです。

② 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（（i）企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、（ii）事前開示・株主意思の原則、（iii）必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

③ 株主意思の重視

本プランは、2024年3月28日開催の第89期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂き更新されました。

また、当社取締役会は、原則として、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

更に、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④ 独立性を有する社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

また、独立委員会は、当社の費用で、専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない対応方針）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

# 連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>23,541,258</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,210,946</b>
現金及び預金	10,373,448	支払手形及び買掛金	1,403,462
受取手形及び売掛金	3,999,012	短期借入金	1,444,940
有価証券	2,261,500	未払法人税等	373,318
商品及び製品	1,367,008	役員賞与引当金	8,200
原材料及び貯蔵品	5,385,240	その他	981,025
その他	157,062	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,248,942</b>
貸倒引当金	△2,014	長期借入金	1,841,069
<b>固 定 資 産</b>	<b>21,854,891</b>	繰延税金負債	3,102,091
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>10,213,867</b>	退職給付に係る負債	18,953
建物及び構築物	1,948,372	役員株式給付引当金	69,381
機械装置及び運搬具	1,316,393	その他	217,445
土地	6,752,608	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,459,888</b>
建設仮勘定	29,692	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	166,800	<b>株 主 資 本</b>	<b>29,413,916</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>329,040</b>	資 本 金	2,805,266
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,311,983</b>	資本剰余金	2,766,740
投資有価証券	11,210,321	利益剰余金	25,918,604
繰延税金資産	10,619	自 己 株 式	△2,076,696
その他	151,209	その他の包括利益累計額	6,491,357
貸倒引当金	△60,168	<small>その他有価証券評価差額金</small>	6,491,357
<b>資 産 合 計</b>	<b>45,396,149</b>	非支配株主持分	30,986
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>35,936,260</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>45,396,149</b>

# 連結損益計算書

(自 2024年1月1日  
至 2024年12月31日)

単位：千円

科 目	金	額
売 上 高		26,168,384
売 上 原 価		21,301,278
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,867,105</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,803,982
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,063,122</b>
営 業 外 収 益		381,414
受 取 利 息	3,326	
受 取 配 当 金	251,540	
固 定 資 産 賃 貸 料	48,458	
そ の 他 の 収 益	78,089	
営 業 外 費 用		42,695
支 払 利 息	22,364	
設 備 賃 貸 費 用	16,507	
そ の 他 の 費 用	3,823	
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,401,841</b>
特 別 利 益		200,032
固 定 資 産 売 却 益	116	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	199,916	
特 別 損 失		4,784
固 定 資 産 除 却 損	4,410	
減 損 損 失	373	
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,597,089</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	536,059	
法 人 税 等 調 整 額	107,812	643,872
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>953,217</b>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,209
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>		<b>950,007</b>



## 連結株主資本等変動計算書

（自 2024年1月1日）  
（至 2024年12月31日）

単位：千円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,805,266	2,766,740	25,370,188	△2,078,541	28,863,654
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△401,591		△401,591
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			950,007		950,007
自 己 株 式 の 取 得				△83	△83
株式交付信託による 自 己 株 式 の 処 分				1,929	1,929
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	548,415	1,845	550,261
当 期 末 残 高	2,805,266	2,766,740	25,918,604	△2,076,696	29,413,916

	その他の包括 利益累計額	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	5,591,529	27,777	34,482,961
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△401,591
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			950,007
自 己 株 式 の 取 得			△83
株式交付信託による 自 己 株 式 の 処 分			1,929
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純額）	899,828	3,209	903,038
当 期 変 動 額 合 計	899,828	3,209	1,453,299
当 期 末 残 高	6,491,357	30,986	35,936,260

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>18,810,882</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,454,280</b>
現金及び預金	9,242,445	買掛金	1,202,503
受取手形	167,807	短期借入金	942,000
売掛金	2,437,361	1年以内に返済すべき長期借入金	484,000
有価証券	2,261,500	リース債務	8,731
商品及び製品	1,154,790	未払金	91,519
原材料及び貯蔵品	3,358,816	未払法人税等	187,457
前払費用	46,802	未払消費税等	95,763
輸出見返原料差金	56,969	未払費用	358,761
その他の流動資産	86,533	預り金	56,301
貸倒引当金	△2,142	その他の流動負債	27,242
<b>固 定 資 産</b>	<b>22,955,243</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,952,153</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>7,862,838</b>	長期借入金	1,798,000
建物	1,266,774	リース債務	17,362
構築物	318,897	預り保証金	85,231
機械及び装置	935,919	繰延税金負債	2,960,477
車両運搬具	0	役員株式給付引当金	69,381
工具器具備品	68,842	長期未払金	21,700
土地	5,225,735	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,406,433</b>
リース資産	24,086	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	22,583	<b>株 主 資 本</b>	<b>26,868,335</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>157,737</b>	資本金	2,805,266
電話加入権	6,447	資本剰余金	1,608,148
ソフトウェア	151,289	資本準備金	701,755
<b>投資その他の資産</b>	<b>14,934,667</b>	その他資本剰余金	906,392
投資有価証券	11,210,221	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>24,531,615</b>
関係会社株式	2,213,640	その他利益剰余金	24,531,615
出資金	13,687	配当準備積立金	2,740,000
長期貸付金	1,453,869	固定資産圧縮準備金	39
長期前払費用	13,044	別途積立金	20,550,000
破産更生債権等	1,235	繰越利益剰余金	1,241,576
会員権	68,245	<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,076,696</b>
その他の投資	12,058	評価・換算差額等	6,491,357
貸倒引当金	△51,335	その他有価証券評価差額金	6,491,357
<b>資 産 合 計</b>	<b>41,766,126</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>33,359,692</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>41,766,126</b>

# 損益計算書

(自 2024年1月1日)  
(至 2024年12月31日)

単位：千円

科 目	金	額
売 上 高		18,077,984
売 上 原 価		14,809,706
売 上 総 利 益		3,268,278
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,998,601
営 業 利 益		269,676
営 業 外 収 益		408,381
受 取 利 息	8,981	
受 取 配 当 金	251,451	
有 価 証 券 利 息	1,253	
固 定 資 産 賃 貸 料	70,267	
そ の 他 の 収 益	76,426	
営 業 外 費 用		58,871
支 払 利 息	21,369	
設 備 賃 貸 費 用	35,144	
そ の 他 の 費 用	2,357	
経 常 利 益		619,186
特 別 利 益		199,916
投 資 有 価 証 券 売 却 益	199,916	
特 別 損 失		4,624
固 定 資 産 除 却 損	4,250	
減 損 損 失	373	
税 引 前 当 期 純 利 益		814,478
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	251,500	
法 人 税 等 調 整 額	108,101	359,601
当 期 純 利 益		454,876

# 株主資本等変動計算書

(自 2024年1月1日)  
(至 2024年12月31日)

単位：千円

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金						
				配当準備 積立金	固定資産 圧縮準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,805,266	701,755	906,392	2,740,000	41	20,550,000	1,188,288	△2,078,541	26,813,204	
当期変動額										
剰余金の配当							△401,591		△401,591	
別途積立金の積立									—	
固定資産圧縮 準備金取崩					△1			1	—	
当期純利益							454,876		454,876	
自己株式の取得								△83	△83	
株式交付信託による 自己株式の処分								1,929	1,929	
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	△1	—	53,287	1,845	55,130	
当期末残高	2,805,266	701,755	906,392	2,740,000	39	20,550,000	1,241,576	△2,076,696	26,868,335	

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	当期首残高	5,591,529
当期変動額		
剰余金の配当		△401,591
別途積立金の積立		—
固定資産圧縮 準備金取崩		—
当期純利益		454,876
自己株式の取得		△83
株式交付信託による 自己株式の処分		1,929
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）	899,828	899,828
当期変動額合計	899,828	954,958
当期末残高	6,491,357	33,359,692

(注) 事業報告、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の作成にあたり、記載金額、株数は、表示単位未満を切捨て表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

鳥越製粉株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒牧秀樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上坂岳大

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鳥越製粉株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鳥越製粉株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

鳥越製粉株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒牧 秀樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上坂 岳大

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鳥越製粉株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月10日

鳥越製粉株式会社 監査役会

監査役(常勤)	洪	田	隆	伸	Ⓢ
監査役(常勤)	丸	山		明	Ⓢ
社外監査役	岡	崎	信	介	Ⓢ
社外監査役	中	島		貴	Ⓢ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当社の利益配分につきましては、株主の皆様への安定的、継続的な利益還元を基本としつつ、各事業年度の業績および財務状況、内部留保の充実による経営基盤の強化、今後の経営環境などを総合的に勘案したうえで決定する方針であります。

また、中期経営計画「TTC150 Stage 3」にて、当初、配当性向40%以上を目標としておりましたが、企業価値向上に向けた成長投資を継続的に検討し、そのために必要な財源を確保しつつも、事業活動で生じた利益については従来以上に積極的な株主への還元を行うことで、株主資本の更なる積み増しによる資本効率の悪化を抑制することを目的に、同中期経営計画の期間（2024年12月期から2026年12月期）においては、配当性向100%を目標とすることに変更いたしました。

当期の期末配当につきましては、上記方針を踏まえ、当期の業績に基づき、1株当たり41円とさせていただきますと存じます。これにより、連結配当性向は100.5%となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金41円 総額968,538,408円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月31日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	とり ごと 徹 鳥 越 (1963年3月19日生)	1988年4月 株式会社三和銀行 (現、株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2000年2月 当社入社 2002年3月 当社取締役経営企画室担当 2004年3月 当社常務取締役 2009年3月 当社取締役専務執行役員 営業本部長代行、 経理本部長、経営企画室担当 2010年3月 当社代表取締役社長執行役員 2012年3月 当社代表取締役会長 2013年3月 当社代表取締役会長執行役員 2015年3月 当社代表取締役会長 2016年3月 当社代表取締役会長兼社長 現在に至る	447,262株
(取締役候補者とした理由) 鳥越徹氏は、入社以来、経営企画室を中心に当社中核部門を経験するとともに2002年から取締役を務めており、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			
2	たか みね かず ひろ 高 峰 和 宏 (1951年8月2日生)	1976年3月 当社入社 2002年3月 当社取締役研究開発部長 2004年3月 当社執行役員研究開発部付部長 2006年3月 当社常務執行役員 2011年3月 当社取締役常務執行役員 研究開発本部長 2012年3月 当社代表取締役社長執行役員 2016年3月 当社取締役副会長 製造本部管掌 現在に至る	36,644株
(取締役候補者とした理由) 高峰和宏氏は、入社以来、研究開発部門における豊富な経験と実績に加え、2012年からは4年間当社の代表取締役社長を務めるなど、経営に関する高い見識も有することから取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	なか がわ たつ ふみ 中 川 龍 二 三 (1959年6月13日生)	1983年4月 当社入社 2007年3月 当社執行役員経理部長 2010年3月 当社取締役執行役員経理部長 2013年3月 当社取締役執行役員経理部長、 経営企画室長 2015年3月 当社取締役執行役員管理本部長、 経理部長 2016年3月 当社取締役常務執行役員 管理本部長、経理部長 2020年3月 当社取締役常務執行役員 管理本部長 現在に至る	38,300株
(取締役候補者とした理由) 中川龍二氏は、入社以来、経理部を中心に一貫して当社管理部門に携わり、財務、経理、総務に関する高い専門性と豊富な経験を有していることから取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			
4	ばん どう かず みつ 阪 東 一 光 (1960年10月2日生)	1985年4月 当社入社 2013年3月 当社執行役員営業本部長代理 2016年3月 当社執行役員営業部長 2020年3月 石橋工業株式会社代表取締役社長 2022年1月 鳥越グレインホールディングス株式会社 代表取締役社長 2023年1月 当社常務執行役員 2024年3月 当社取締役常務執行役員 研究開発本部長、営業本部管掌 2025年1月 当社取締役常務執行役員 研究開発本部長、営業部管掌 現在に至る	13,100株
(取締役候補者とした理由) 阪東一光氏は、入社以来、一貫して営業部門に携わり、営業、販売における豊富な経験と実績を有し、2020年から4年間当社グループの精麦事業子会社の代表取締役社長を務めていることから取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。			
5	くら とみ すみ お 倉 富 純 男 (1953年8月13日生)	1978年4月 西日本鉄道株式会社入社 2008年6月 同社取締役執行役員都市開発事業本部長 2011年6月 同社取締役常務執行役員経営企画本部長 2013年6月 同社代表取締役社長 2016年6月 同社代表取締役社長執行役員 株式会社九電工取締役 現在に至る 2020年3月 当社取締役 現在に至る 2021年4月 西日本鉄道株式会社 代表取締役会長 現在に至る 2021年6月 一般社団法人九州経済連合会 会長 現在に至る 2022年4月 株式会社福岡銀行取締役監査等委員 現在に至る	1,000株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 倉富純男氏は、豊富な経営者経験および幅広い見識等を有していることから社外取締役として適任と判断し、また業務執行の監督機能の強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	酒見俊夫 (1953年2月27日生)	1975年4月 西部瓦斯株式会社 (現、西部ガスホールディングス株式会社) 入社 2008年6月 同社執行役員エネルギー統轄本部 リビングエネルギー本部長兼リビング 企画部長 2009年4月 同社執行役員退任 2009年4月 株式会社マルタイ代表取締役社長 2011年4月 同社代表取締役社長退任 2011年4月 西部瓦斯株式会社 (現、西部ガスホールディングス株式会社) 常務執行役員 2011年6月 同社取締役常務執行役員 2013年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2019年4月 同社代表取締役会長 2021年3月 当社取締役 現在に至る 2024年4月 西部ガスホールディングス株式会社 取締役相談役 2024年6月 同社相談役 現在に至る	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>酒見俊夫氏は、豊富な経営者経験および幅広い見識等を有していることから社外取締役として適任と判断し、また業務執行の監督機能の強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言を期待し、選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 倉富純男氏および酒見俊夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社と倉富純男氏および酒見俊夫氏の間では、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となっており、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で同内容の責任限定契約を継続して締結する予定であります。
4. 当社は、倉富純男氏および酒見俊夫氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、保険期間中における不当な行為等に起因した被保険者に対する損害賠償請求にかかる損害賠償金、和解金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役就任された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ご参考：第2号議案が原案どおり可決された場合、取締役会および監査役会の構成（スキル・マトリックス）は次のとおりとなります。

氏名	役職等	専門性と経験						
		企業経営	製造・品質・研究開発	営業・マーケティング	財務・会計	人事・労務	法務・リスク管理	
取締役	鳥越 徹	代表取締役 会長兼社長	○	○	○	○	○	
	高峰 和宏	取締役副会長 製造本部管掌	○	○	○		○	
	中川 龍二三	取締役常務執行役員 管理本部長				○	○	○
	阪東 一光	取締役常務執行役員 研究開発本部長、 営業部管掌		○	○			
	倉富 純男	取締役 (社外)	○			○		
	酒見 俊夫	取締役 (社外)	○			○		○
監査役	洪田 隆伸	監査役		○	○			
	丸山 明	監査役			○		○	○
	岡崎 信介	監査役 (社外)						○
	中島 貴	監査役 (社外)				○		

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
やす はらのぶ ひと 安原 伸人 (1968年2月25日生)	2000年4月 弁護士登録 村山博俊法律事務所入所	0株
	2005年4月 安原法律事務所開設	
	2009年4月 安原・松村法律事務所開設	
	2009年6月 日本弁護士連合会住宅紛争処理機関 検討委員会副委員長	
	2012年4月 福岡県弁護士会総務事務局長	
	2013年4月 福岡県弁護士会業務委員会副委員長 福岡県弁護士会住宅紛争審査会 運営委員会委員長	
	2013年5月 福岡県弁護士会協同組合常務理事	
	2013年6月 日本弁護士連合会リーガルアクセス センター委員会副委員長	
	2014年1月 安原・松村・安孫子法律事務所開設	
	2019年8月 昭和通り法律事務所開設	
	2021年4月 福岡県弁護士会副会長兼福岡部会長	
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 安原伸人氏は、弁護士としての長年の経験や専門的知識を有していることから補欠の社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、安原伸人氏が監査役に就任された場合、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は250万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
3. 当社は、安原伸人氏が監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両証券取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中における、不当な行為等に起因した被保険者に対する損害賠償請求にかかる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。安原伸人氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

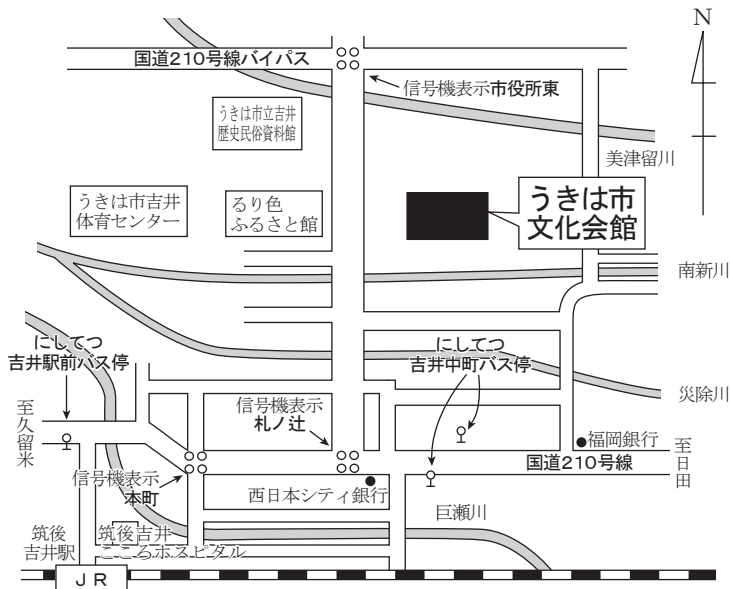
以上



# 株主総会会場ご案内図

福岡県うきは市吉井町1001番地 4  
うきは市文化会館

## 会場附近略図



- ・ J R 筑後吉井駅より徒歩約二十分
- ・ にしてつ吉井中町バス停より徒歩約十分
- ・ 大分自動車道  
朝倉インターより車で約十五分